相模原市産業廃棄物処理業者等行政処分一覧表

（令和８年１月２３日更新）

処分の年月日	処分を受けた者の氏名等	事業の種類 許可番号 許可年月日	取り扱う廃棄物の種類	処分の内容	処分の理由
令和３年８月２日	株式会社ＫＯＨＷＡ 代表取締役　岸　備 相模原市中央区南橋本四丁目３番 27 号	① 産業廃棄物処分業 第 09820057247 号 平成 30 年８月８日 ② 一般廃棄物収集運搬業 第 A0200 号 令和３年６月 23 日	① 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ② 事業系一般廃棄物（ごみ）、家庭系臨時ごみ	許可取消	① 当該処理業者は、業務により発生した産業廃棄物（汚泥）を廃棄物保管施設から電動水中ポンプ等を用いて公共下水道に接続する排水設備の桝に流し込み、不法投棄した。このことは、法第 14 条の３第１号に規定する「違反行為」に該当し、かつ法第 14 条の３の２第１項第５号に規定する「情状が重いとき」に該当するため。 ② 当該処理業者が、上記①によって、産業廃棄物処分業の許可を取り消すことに伴い、法第７条第５項第４号ホに規定する一般廃棄物収集運搬業の欠格要件に該当するため。
令和７年９月 30 日	有限会社旭産業 代表取締役　吉川　友恵 相模原市南区新磯野 145 番地１	産業廃棄物収集運搬業 第 09810012333 号 令和５年７月 15 日	収集運搬業（積替え・保管を含む） 廃プラスチック類※1、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1、がれき類※1 ※１　石綿含有産業廃棄物を含む	改善命令	当該事業者が行っている産業廃棄物の保管について、保管されている産業廃棄物の量に関して、産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われていた。このことは、法第１９条の３に該当するため。
令和８年１月 23 日	有限会社旭産業 代表取締役　吉川　友恵 相模原市南区新磯野 145 番地１	産業廃棄物収集運搬業 第 09810012333 号 令和５年７月 15 日	収集運搬業（積替え・保管を含む） 廃プラスチック類※1、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1、がれき類※1 ※１　石綿含有産業廃棄物を含む	事業の一部停止命令 (60 日間)	当該事業者が行っている産業廃棄物の保管について、保管されている産業廃棄物の量に関して、産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われていた。 また、許可を受けた保管上限の変更（増加）について、法第１４条の２第３項において準用する法第７条の２第３項の規定に基づく届出を行わず、同項に違反した。 これらの行為は、法第１４条の３第１号に規定する「違反行為」に該当するため。